

新型コロナウイルス感染症に対応するための保証料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年 6月 1日

四日市市長 森 智広

新型コロナウイルス感染症に対応するための保証料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

新型コロナウイルス感染症に対応するための保証料補助金交付要綱（令和2年四日市告示第108号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) セーフティネット保証4号に関する融資 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）<u>（以下「法」という。）</u>第2条第5項第4号の認定を受けた者を対象とする融資をいう。</p> <p>(2) セーフティネット保証5号に関する融資 <u>法</u>第2条第5項第5号の認定を受けた者を対象とする融資をいう。</p> <p>(3) 危機関連保証に関する融資 <u>法</u>第2条第6項の認定を受けた者を対象とする融資をいう。</p> <p>(補助対象者)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) セーフティネット保証4号に関する融資 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の認定を受けた者を対象とする融資をいう。</p> <p>(2) セーフティネット保証5号に関する融資 <u>中小企業信用保険法</u>第2条第5項第5号の認定を受けた者を対象とする融資をいう。</p> <p>(3) 危機関連保証に関する融資 <u>中小企業信用保険法</u>第2条第6項の認定を受けた者を対象とする融資をいう。</p> <p>(補助対象者)</p>

第3条 補助対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 次に掲げるいずれかに該当すること。

ア セーフティネット保証4号に関する融資については、法第2条第5項第4号に基づいて経済産業大臣が定めた指定期間内（以下「4号指定期間内」という。）に認定を受けた認定書の有効期限までに融資の申込みを行い、貸付実行を受け、信用保証料を支払った者

イ セーフティネット保証5号に関する融資については、4号指定期間内に認定を受けた認定書の有効期限までに融資の申込みを行い、貸付実行を受け、信用保証料を支払った者

ウ 危機関連保証に関する融資については、法第2条第6項に基づいて経済産業大臣が定めた指定期間内に貸付実行を受け、信用保証料を支払った者

(3) 次に掲げるいずれかに該当しないこと。

第3条 補助対象者は、市税を完納した者のうち次の各号に定める期間に対象融資資金を利用した中小企業者とする。

(1) セーフティネット保証4号に関する融資については、令和2年3月2日から同年6月30日まで

(2) セーフティネット保証5号に関する融資については、令和2年3月6日から同年6月30日まで

(3) 危機関連保証に関する融資については、令和2年3月13日から令和

ア 次に掲げるいずれかの法人

(ア) 暴力団（四日市市暴力団排除条例（平成 23 年四日市市条例第 9 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

(イ) 当該法人の役員が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

(ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

イ 次に掲げるいずれかの個人

(ア) 暴力団員である者

(イ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 市内に本店登記のある法人または市内に主たる事業所のある個人

3 年 1 月 3 1 日まで

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（商工農水部商工課）